

# 2月2日（日）は 長崎県知事・松浦市長・松浦市議会議員 選挙の投票日！！

告示日：1月16日（木）（県知事選挙）  
1月26日（日）（市長・市議会議員選挙）

○問合せ先 選挙管理委員会 ☎内線 324

県知事・市長・市議会議員の任期満了に伴う選挙の投票日は、2月2日（日）（予定）です。  
投票できる人の要件は、次の通りです。もれなく投票しましょう。

## 【住所要件】

平成25年10月25日以前から引き続き松浦市に住所を有する人  
（県知事選挙の期日前投票においては、平成25年10月15日以前から引き続き松浦市に住所を有する人）  
※市長および市議会議員選挙については、投票日当日までに市外へ転出した人は投票ができなくなります。

## 【年齢要件】

平成6年2月3日以前に生まれた人

## ●当日投票

### 【投票時間】

午前7時から午後6時まで

\*第25投票所（鷹島町黒島地区）は、午前8時から午後5時まで

### 【投票所】

従来通り、市内に25カ所の投票所を設置します。

大事な投票、忘れずに!



## ●期日前投票

### 【投票できる人】

投票日当日に予定（仕事、旅行、入院など）があり、投票所に行くことができないと見込まれる人

### 【期間】

県知事選挙と市長・市議会議員選挙の期日前投票期間が異なりますので、ご注意ください。

県知事選挙 1月17日（金）～2月1日（土） 16日間

市長・市議会議員選挙 1月27日（月）～2月1日（土） 6日間

※3つの選挙を一度に済ませたい人は、1月27日（月）から2月1日（土）に下記に示す期日前投票所にお越しください。

### 【投票時間】

午前8時30分から午後8時00分まで

### 【投票所】

下記の通り、市内に3カ所の期日前投票所を設置します。これ以外の場所では、期日前投票は行っておりませんのでご注意ください。

投票所	対象者
松浦市役所本庁	市内全域の有権者
松浦市役所福島支所	福島支所管内の有権者
松浦市役所鷹島支所	鷹島支所管内の有権者

## ●不在者投票

投票日に長期の出張などにより、市外に滞在し松浦市内の投票所で投票ができない人、病院または施設に入院・入所している人は、不在者投票をすることができます。詳しくは選挙管理委員会にお尋ねください。

# 期日前投票の手続きがスムーズになります！！

今回行われる県知事選挙・市長・市議会議員選挙から、郵送する投票所入場券の裏面に『宣誓書』を印刷します。この『宣誓書』をあらかじめご記入の上、期日前投票の際、持参していただきますと、投票手続きが早く済みます。

## 投票所入場券の裏面の見本

- 1 この入場券は大切に保管し、投票日には本人が投票所へ持参してください。
- 2 この入場券をなくされても投票できますので、投票所へお出かけください。
- 3 この入場券が届いても選挙当日選挙権のない方は投票できません。
- 4 投票日に仕事、旅行等の事情で投票に行けない方は次のとおり期日前投票ができます。

期間 長崎県知事選挙

1月17日(金)～2月1日(土)まで  
松浦市長・松浦市議会議員一般選挙

1月27日(月)～2月1日(土)まで

時間 午前8時30分～午後8時まで

場所 松浦市役所(市内全域の方)

福島支所・鷹島支所(支所管内の方のみ)

※期日前投票の際は、右の宣誓書を記入の上持参していただきますと手続きが早く済みます。

(問合せ)

松浦市選挙管理委員会事務局 Tel 72-1111

福島支所 Tel 47-3111 鷹島支所 Tel 48-3111

期日前投票宣誓書(兼請求書) (※記載例)

平成26年1月28日

私は、選挙当日、下記事由に該当する見込みなので期日前投票をたく以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

氏名	松浦 一郎
生年月日	明・大・昭 平 50年12月31日

現住所	〒 —
※表面の住所と同じ場合は記入の必要はありません。	

次の1から5のいずれかに○を付けてください。

1	仕事等	仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭、その他( )に従事
2	用事等	(投票区域外に)外出・旅行・滞在
3	歩行困難	病気、負傷、出産等のため歩行困難
5	住所移転	住所移転のため、本市以外に居住

### ●投票所入場券

- ・県知事・市長・市議会議員選挙が同日に行われることから、3つの選挙を通して、1枚の投票所入場券とします。このため、入場券は県知事選挙告示後の1月20日(月)ごろに各世帯主などに発送します。投票の際には、ご自身の入場券をお持ちください(期日前投票にも必要です)。なお、入場券をお持ちでなくても投票はできます。
- ・現住所が投票所入場券の表面に印字の住所と同じである場合は、入場券裏面の「期日前投票宣誓書」の現住所の欄は記入不要です。
- ・2月2日(日)(予定)の選挙当日に投票所にお出掛けいただく場合、投票所入場券裏面の記入は不要です。